

【計算書類】

1 株式会社国際協力銀行

第5期末(平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------|------------|--------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 1,526,209 | 借入金 | 9,908,705 |
| 現金 | 0 | 借入金 | 9,908,705 |
| 預け金 | 1,526,208 | 社債 | 3,301,565 |
| 有価証券 | 281,249 | その他負債 | 461,442 |
| その他の証券 | 281,249 | 未払費用 | 43,592 |
| 貸出金 | 14,309,138 | 前受収益 | 65,572 |
| 証書貸付 | 14,309,138 | 金融派生商品 | 332,906 |
| その他資産 | 261,790 | 金融商品等受入担保金 | 18,880 |
| 前払費用 | 653 | リース債務 | 3 |
| 未収収益 | 68,861 | その他の負債 | 487 |
| 金融派生商品 | 1,972 | 賞与引当金 | 519 |
| 金融商品等差入担保金 | 189,920 | 役員賞与引当金 | 6 |
| その他の資産 | 382 | 退職給付引当金 | 6,807 |
| 有形固定資産 | 27,613 | 役員退職慰労引当金 | 16 |
| 建物 | 2,916 | 支払承諾 | 2,384,997 |
| 土地 | 24,311 | 負債の部合計 | 16,064,061 |
| リース資産 | 5 | (純資産の部) | |
| その他の有形固定資産 | 380 | 資本金 | 1,683,000 |
| 無形固定資産 | 2,711 | 利益剰余金 | 842,366 |
| ソフトウェア | 2,711 | 利益準備金 | 800,754 |
| 支払承諾見返 | 2,384,997 | その他利益剰余金 | 41,612 |
| 貸倒引当金 | △222,036 | 繰越利益剰余金 | 41,612 |
| | | 株主資本合計 | 2,525,366 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,468 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △20,223 |
| | | 評価・換算差額等合計 | △17,755 |
| | | 純資産の部合計 | 2,507,611 |
| 資産の部合計 | 18,571,673 | 負債及び純資産の部合計 | 18,571,673 |

(単位：百万円)

| 科 目 | | | | | 金 額 | |
|-----|---|---|---|---|-----|---------|
| 経 | 常 | 収 | 益 | | | 294,656 |
| 資 | 金 | 運 | 用 | 収 | 益 | 259,250 |
| 貸 | 出 | 金 | 利 | 息 | | 253,672 |
| 有 | 価 | 証 | 券 | 利 | 息 | 755 |
| 預 | け | 金 | 利 | 息 | | 4,822 |
| そ | の | 他 | の | 受 | 入 | 0 |
| 役 | 務 | 取 | 引 | 等 | 収 | 26,836 |
| そ | の | 他 | の | 役 | 務 | 26,836 |
| そ | の | 他 | 経 | 常 | 収 | 8,570 |
| 償 | 却 | 債 | 権 | 取 | 立 | 0 |
| 組 | 合 | 出 | 資 | に | 係 | 8,421 |
| そ | の | 他 | の | 経 | 常 | 148 |
| 経 | 常 | 費 | 用 | | | 253,118 |
| 資 | 金 | 調 | 達 | 費 | 用 | 177,433 |
| 借 | 用 | 金 | 利 | 息 | | 91,175 |
| 社 | 債 | 利 | 息 | | | 59,420 |
| 金 | 利 | ス | ワ | ッ | プ | 26,836 |
| 役 | 務 | 取 | 引 | 等 | 費 | 1,919 |
| そ | の | 他 | の | 役 | 務 | 1,919 |
| そ | の | 他 | 業 | 務 | 費 | 3,136 |
| 外 | 国 | 為 | 替 | 売 | 買 | 482 |
| 社 | 債 | 発 | 行 | 費 | 償 | 1,662 |
| 金 | 融 | 派 | 生 | 商 | 品 | 422 |
| そ | の | 他 | の | 業 | 務 | 569 |
| 営 | 業 | 経 | 常 | 費 | 用 | 16,726 |
| そ | の | 他 | 経 | 常 | 費 | 53,902 |
| 貸 | 倒 | 引 | 当 | 金 | 繰 | 53,855 |
| そ | の | 他 | の | 経 | 常 | 46 |
| 経 | 常 | 利 | 益 | | | 41,537 |
| 特 | 別 | 利 | 益 | | | 75 |
| 当 | 固 | 定 | 資 | 産 | 処 | 75 |
| 当 | 期 | 純 | 利 | 益 | | 41,612 |

第5期〔平成28年4月1日から平成29年3月31日まで〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | | 純資産 合計 |
|-------------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|------------|----------------------|-------------|----------------|-----------|
| | 資本金 | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | | その他利益 剰余金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | 1,391,000 | 929,368 | 42,772 | 972,140 | 2,363,140 | 4,303 | 104,923 | 109,226 | 2,472,367 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 改正法附則第3条第3項の規定に基づく 資本金への振替 | 150,000 | △150,000 | | △150,000 | - | | | | - |
| 新株の発行 | 142,000 | | | | 142,000 | | | | 142,000 |
| 準備金繰入 | | 21,386 | △21,386 | - | - | | | | - |
| 国庫納付 | | | △21,386 | △21,386 | △21,386 | | | | △21,386 |
| 当期純利益 | | | 41,612 | 41,612 | 41,612 | | | | 41,612 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | | △1,835 | △125,146 | △126,982 | △126,982 |
| 当期変動額合計 | 292,000 | △128,613 | △1,159 | △129,773 | 162,226 | △1,835 | △125,146 | △126,982 | 35,244 |
| 当期末残高 | 1,683,000 | 800,754 | 41,612 | 842,366 | 2,525,366 | 2,468 | △20,223 | △17,755 | 2,507,611 |

(注) 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第3条の規定に基づく計画書に従って、預け金及び利益準備金150,000百万円が一般業務勘定より除外され特別業務勘定へ属することとなっております。また、特別業務勘定へ属することとなった利益準備金150,000百万円は、同法附則第3条第3項の規定に基づき、特別業務勘定の資本金に振替えられております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 2年～35年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債

権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段であ

る金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の経常利益及び当期純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 93,732 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。また、延滞債権額は 3,748 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 53,399 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 182,434 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 239,582 百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、2,447,815 百万円であります。

7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債 3,301,565百万円の一般担保に供しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,777 百万円

9. 偶発債務

当行は、平成24年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券210,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

10. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており

ます。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 8,151百万円

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類並びに総数

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|-------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 普通株式 | 1,391,000,000,000 | 142,000,000,000 | — | 1,533,000,000,000 |

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 142,000,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の前借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資

金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性がありますが、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管

理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいのという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置の上、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR) 等を計測しております。当事業年度の当行における市場リスク量 (VaR) は、国際協力銀行法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において計測した市場リスク (VaR) の合算値としており、以下のとおりとなっております。なお、当行では金利リスクと為替リスクの相関度合いを考慮し計測した合算値を市場リスク量 (VaR) としております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当事業年度末)

1,521 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------------|------------------------|------------|---------|
| (1) 現金預け金 | 1,526,209 | 1,526,209 | — |
| (2) 有価証券 その他有価証券 | 65,391 | 65,391 | — |
| (3) 貸出金 貸倒引当金（*1） | 14,309,138 △214,039 | | |
| | 14,095,098 | 14,237,483 | 142,384 |
| (4) 金融商品等差入担保金 | 189,920 | 189,920 | — |
| 資産計 | 15,876,619 | 16,019,004 | 142,384 |
| (1) 借入金 | 9,908,705 | 9,973,774 | 65,068 |
| (2) 社債 | 3,301,565 | 3,276,524 | △25,041 |
| (3) 金融商品等受入担保金 | 18,880 | 18,880 | — |
| 負債計 | 13,229,151 | 13,269,178 | 40,027 |
| デリバティブ取引（*2） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | — | — | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (330,934) | (330,934) | — |
| デリバティブ取引計 | (330,934) | (330,934) | — |

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の

債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ及び先物外国為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------------------|----------|
| ① 非上場株式(子会社・関連会社)(*1) | 4,010 |
| ② 非上場株式(子会社・関連会社以外)(*1) | 76,471 |
| ③ 組合出資金(子会社・関連会社)(*2) | 89,721 |
| ④ 組合出資金(子会社・関連会社以外)(*2) | 45,653 |
| 合 計 | 215,857 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|
| 預け金(*1) | 1,526,208 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 その他有価証券 | 12,900 | 36,000 | 16,300 | 2 | — | — |
| 貸出金(*2) | 1,452,472 | 3,071,094 | 2,941,694 | 2,377,777 | 2,499,593 | 1,896,815 |
| 合計 | 2,991,581 | 3,107,094 | 2,957,994 | 2,377,780 | 2,499,593 | 1,896,815 |

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない69,689百万円は含めておりません。

(*3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-----|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|
| 借入金 | 1,015,293 | 5,033,424 | 2,381,587 | 777,000 | 620,900 | 80,500 |
| 社債 | 366,405 | 1,183,852 | 584,389 | 112,190 | 1,063,367 | — |
| 合計 | 1,381,698 | 6,217,277 | 2,965,976 | 889,190 | 1,684,267 | 80,500 |

(*1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 29 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券（平成 29 年 3 月 31 日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | 40,237 | 39,904 | 333 |
| | 小計 | 40,237 | 39,904 | 333 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | 65,154 | 65,300 | △145 |
| | 小計 | 65,154 | 65,300 | △145 |
| 合計 | | 105,391 | 105,204 | 187 |

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、平成 26 年 10 月 1 日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度（平成 26 年 10 月 1 日に厚生年金基金制度から移行）及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度であ

りますが、自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、平成26年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、平成26年10月1日に過去分返上の認可を受けております。また、当行が加入する公庫企業年金基金は、平成28年5月24日に返還相当額（最低責任準備金）の52,750百万円を前納しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------------|-----------|
| <u>退職給付債務の期首残高</u> | 14,046百万円 |
| 勤務費用 | 494 |
| 利息費用 | 18 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △154 |
| <u>退職給付の支払額</u> | △632 |
| <u>退職給付債務の期末残高</u> | 13,772 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|----------|
| <u>年金資産の期首残高</u> | 6,956百万円 |
| 期待運用収益 | 106 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 23 |
| 事業主からの拠出額 | 116 |
| <u>退職給付の支払額</u> | △238 |
| <u>年金資産の期末残高</u> | 6,964 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|----------------------------|----------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 8,703百万円 |
| <u>年金資産</u> | △6,964 |
| | 1,738 |
| <u>非積立型制度の退職給付債務</u> | 5,069 |
| 未積立退職給付債務 | 6,807 |
| 未認識数理計算上の差異 | — |
| <u>未認識過去勤務費用</u> | — |
| <u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u> | 6,807 |

| | |
|---------------------|-------|
| 退職給付引当金 | 6,807 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 6,807 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用 | 494 百万円 |
| 利息費用 | 18 |
| 期待運用収益 | △106 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △177 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 228 |

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---------------------------|-----|
| 債券 | 38% |
| 株式 | 13 |
| 生命保険会社一般勘定 | 8 |
| 現金及び預金 | 0 |
| 代行返上に伴う返還相当額（最低責任準備金）の前納分 | 40 |
| 合計 | 100 |

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------|-------|
| 割引率 | 0.32% |
| 長期期待運用収益率 | 2.50% |
| 予想昇給率 | 4.36% |

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は24百万円であります。

(持分法損益等関係)

| | |
|--------------------|------------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 89,721 百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 89,721 百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | はありません。 |

(注) 当行の関連会社のうち、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社については、除外しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注4) | 科 目 | 期末残高 (注4) |
|------|-----------------------|------------------------|------------|-------------|--------------|------|--------------|
| 主要株主 | 財 務 省 (財 務 大臣) | 被所有 直接 100% | 政策金融 行政 | 増資の引受(注1) | 142,000 | — | — |
| | | | | 資金の受入(注2) | 1,673,239 | 借入金 | 9,908,705 |
| | | | | 借入金の返済 | 1,194,214 | | |
| | | | | 借入金利息の支払 | 91,175 | 未払費用 | 26,210 |
| | | | | 社債への被保証(注3) | 3,071,586 | — | — |

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 | 科 目 | 期末残高 |
|--|--------------------------|------------------------|---------------|-----------|-------------------|-----|------|
| 主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等 | 独立行政 法人 国際協 力機構 | なし | 連帯債務 関係 | 連帯債務 | 200,000 (注1、4) | — | — |
| | 株式会 社日本 政策金 融公庫 | | | | 160,237 (注2、4) | — | — |
| | | | | | 210,000 (注3、4) | — | — |

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1円63銭

1株当たりの当期純利益金額 0円2銭

計算書類の附属明細書

| | | |
|------|---|------------|
| 第5期 | 自 | 平成28年4月1日 |
| 事業年度 | 至 | 平成29年3月31日 |

株式会社国際協力銀行

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

| 資 産 の 種 類 | 当期首残高 (帳簿価額) | 当 期 増加額 | 当 期 減少額 | 当 期 償却額 | 当期末残高 (帳簿価額) | 償 却 累計額 | 償 却 累計率 |
|---------------|-----------------|------------|------------|------------|-----------------|------------|------------|
| 有 形 固 定 資 産 | | | | | | | |
| 建 物 | 2,882 | 222 | 20 | 168 | 2,916 | 876 | 23.10 |
| 土 地 | 24,427 | — | 115 | — | 24,311 | — | — |
| リ ー ス 資 産 | 13 | — | — | 8 | 5 | 39 | 88.41 |
| 建 設 仮 勘 定 | 34 | 296 | 330 | — | — | — | — |
| その他の有形固定資産 | 446 | 100 | 1 | 165 | 380 | 861 | 69.38 |
| 有 形 固 定 資 産 計 | 27,804 | 618 | 467 | 342 | 27,613 | 1,777 | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | | | | | |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 2,737 | 841 | — | 867 | 2,711 | 3,573 | |
| 無 形 固 定 資 産 計 | 2,737 | 841 | — | 867 | 2,711 | 3,573 | |

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

| 区 分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 当期末残高 |
|------------|---------|---------|-------|---------|---------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 貸 倒 引 当 金 | 168,262 | 221,989 | 82 | 168,133 | 222,036 |
| 一般貸倒引当金 | 96,353 | 216,584 | - | 96,353 | 216,584 |
| 個別貸倒引当金 | 68,211 | 4 | 82 | 68,082 | 52 |
| 特定海外債権引当勘定 | 3,697 | 5,399 | - | 3,697 | 5,399 |
| 賞 与 引 当 金 | 516 | 519 | 516 | - | 519 |
| 役員賞与引当金 | 6 | 6 | 6 | - | 6 |
| 役員退職慰労引当金 | 39 | 9 | 32 | - | 16 |
| 計 | 168,824 | 222,524 | 636 | 168,133 | 222,578 |

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------------|--------|
| 給 料 ・ 手 当 | 5,332 |
| 退 職 給 付 費 用 | 253 |
| 福 利 厚 生 費 | 726 |
| 減 価 償 却 費 | 1,209 |
| 土 地 建 物 機 械 賃 借 料 | 175 |
| 営 繕 費 | 242 |
| 消 耗 品 費 | 153 |
| 給 水 光 熱 費 | 81 |
| 旅 費 | 1,377 |
| 通 信 費 | 130 |
| 広 告 宣 伝 費 | 2 |
| 諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費 | 21 |
| 租 税 公 課 | 373 |
| そ の 他 | 6,646 |
| 計 | 16,726 |

2 一般業務勘定

第5期末(平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------|------------|--------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 1,323,789 | 借入金 | 9,908,705 |
| 現金 | 0 | 借入金 | 9,908,705 |
| 預け金 | 1,323,789 | 社債 | 3,301,565 |
| 有価証券 | 281,249 | その他負債 | 461,359 |
| その他の証券 | 281,249 | 未払費用 | 43,589 |
| 貸出金 | 14,309,138 | 前受収益 | 65,572 |
| 証書貸付 | 14,309,138 | 金融派生商品 | 332,821 |
| その他資産 | 261,788 | 金融商品等受入担保金 | 18,880 |
| 前払費用 | 648 | リース債務 | 3 |
| 未収収益 | 68,859 | その他の負債 | 492 |
| 金融派生商品 | 1,972 | 賞与引当金 | 514 |
| 金融商品等差入担保金 | 189,920 | 役員賞与引当金 | 6 |
| その他の資産 | 388 | 退職給付引当金 | 6,806 |
| 有形固定資産 | 27,613 | 役員退職慰労引当金 | 16 |
| 建物 | 2,916 | 支払承諾 | 2,384,997 |
| 土地 | 24,311 | 負債の部合計 | 16,063,972 |
| リース資産 | 5 | (純資産の部) | |
| その他の有形固定資産 | 380 | 資本金 | 1,480,500 |
| 無形固定資産 | 2,711 | 利益剰余金 | 842,448 |
| ソフトウェア | 2,711 | 利益準備金 | 800,754 |
| 支払承諾見返 | 2,384,997 | その他利益剰余金 | 41,693 |
| 貸倒引当金 | △222,036 | 繰越利益剰余金 | 41,693 |
| | | 株主資本合計 | 2,322,948 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,468 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △20,137 |
| | | 評価・換算差額等合計 | △17,669 |
| | | 純資産の部合計 | 2,305,278 |
| 資産の部合計 | 18,369,251 | 負債及び純資産の部合計 | 18,369,251 |

【一般業務勘定】

第5期

〔平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 |
|-----|---------------------|---------|
| 経 | 常 収 益 | 294,661 |
| 資 | 金 運 用 収 益 | 259,250 |
| 貸 | 出 金 利 息 | 253,672 |
| 有 | 価 証 券 利 息 配 当 金 | 755 |
| 預 | け 金 利 息 | 4,822 |
| そ | の 他 の 受 入 利 息 | 0 |
| 役 | 務 取 引 等 収 益 | 26,836 |
| そ | の 他 の 役 務 収 益 | 26,836 |
| そ | の 他 経 常 収 益 | 8,574 |
| 償 | 却 債 権 取 立 益 | 0 |
| 組 | 合 出 資 に 係 る 持 分 損 益 | 8,421 |
| そ | の 他 の 経 常 収 益 | 153 |
| 経 | 常 費 用 | 253,042 |
| 資 | 金 調 達 費 用 | 177,433 |
| 借 | 用 金 利 息 | 91,175 |
| 社 | 債 利 息 | 59,420 |
| 金 | 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 | 26,836 |
| 役 | 務 取 引 等 費 用 | 1,912 |
| そ | の 他 の 役 務 費 用 | 1,912 |
| そ | の 他 業 務 費 用 | 3,136 |
| 外 | 国 為 替 売 買 損 | 482 |
| 社 | 債 発 行 費 償 却 | 1,662 |
| 金 | 融 派 生 商 品 費 用 | 422 |
| そ | の 他 の 業 務 費 用 | 569 |
| 営 | 業 経 費 用 | 16,657 |
| そ | の 他 経 常 費 用 | 53,902 |
| 貸 | 倒 引 当 金 繰 入 額 | 53,855 |
| そ | の 他 の 経 常 費 用 | 46 |
| 経 | 常 利 益 | 41,618 |
| 特 | 別 利 益 | 75 |
| 当 | 固 定 資 産 処 分 益 | 75 |
| 当 | 期 純 利 益 | 41,693 |

第5期〔平成28年4月1日から平成29年3月31日まで〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | | 純資産 合計 |
|--------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|------------|----------------------|-------------|----------------|-----------|
| | 資本金 | 利益 準備金 | 利益剰余金 | | | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | | その他利益 剰余金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | 1,391,000 | 929,368 | 42,772 | 972,140 | 2,363,140 | 4,303 | 104,923 | 109,226 | 2,472,367 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 改正法附則第3条第1項の規定に基づく準備金の帰属 | | △150,000 | | △150,000 | △150,000 | | | | △150,000 |
| 新株の発行 | 89,500 | | | | 89,500 | | | | 89,500 |
| 準備金繰入 | | 21,386 | △21,386 | - | - | | | | - |
| 国庫納付 | | | △21,386 | △21,386 | △21,386 | | | | △21,386 |
| 当期純利益 | | | 41,693 | 41,693 | 41,693 | | | | 41,693 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | △1,835 | △125,060 | △126,896 | △126,896 |
| 当期変動額合計 | 89,500 | △128,613 | △1,078 | △129,692 | △40,192 | △1,835 | △125,060 | △126,896 | △167,088 |
| 当期末残高 | 1,480,500 | 800,754 | 41,693 | 842,448 | 2,322,948 | 2,468 | △20,137 | △17,669 | 2,305,278 |

(注) 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第3条の規定に基づく計画書に従って、預け金及び利益準備金150,000百万円が一般業務勘定より除外され特別業務勘定へ属することとなっております。また、特別業務勘定へ属することとなった利益準備金150,000百万円は、同法附則第3条第3項の規定に基づき、特別業務勘定の資本金に振替えられております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 2年～35年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債

権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段であ

る金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の経常利益及び当期純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 93,732 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。また、延滞債権額は 3,748 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 53,399 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 182,434 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 239,582 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当行には、貸付契約締結をもつて貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりませぬ。

なお、当事業年度末における未実行残高は、2,415,687 百万円であります。
7. 株式会社国際協力銀行法第 34 条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債(うち、一般業務勘定の発行する社債は 3,301,565 百万円)の一般担保に供してあります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,777 百万円
9. 偶発債務

一般業務勘定は、平成 24 年 4 月 1 日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券 210,000 百万円について、連帯して債務を負つてあります。なお、株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 2 項の規定により、一般業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供してあります。
10. 株式会社国際協力銀行法第 31 条の規定により剰余金の処分に制限を受けてあります。

同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされてあり

ます。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 8,151百万円

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類並びに総数

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|-------------------|----------------|----------------|-------------------|
| 普通株式 | 1,391,000,000,000 | 89,500,000,000 | — | 1,480,500,000,000 |

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 89,500,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の前借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資

金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管

理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいのという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置の上、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当事業年度の一般業務勘定における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。なお、当行では金利リスクと為替リスクの相関度合いを考慮し計測した合算値を市場リスク量 (VaR) としております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当事業年度末)

1,512 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部

署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------------|------------------------|------------|---------|
| (1) 現金預け金 | 1,323,789 | 1,323,789 | — |
| (2) 有価証券 その他有価証券 | 65,391 | 65,391 | — |
| (3) 貸出金 貸倒引当金（*1） | 14,309,138 △214,039 | | |
| | 14,095,098 | 14,237,483 | 142,384 |
| (4) 金融商品等差入担保金 | 189,920 | 189,920 | — |
| 資産計 | 15,674,200 | 15,816,584 | 142,384 |
| (1) 借入金 | 9,908,705 | 9,973,774 | 65,068 |
| (2) 社債 | 3,301,565 | 3,276,524 | △25,041 |
| (3) 金融商品等受入担保金 | 18,880 | 18,880 | — |
| 負債計 | 13,229,151 | 13,269,178 | 40,027 |
| デリバティブ取引（*2） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | — | — | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (330,848) | (330,848) | — |
| デリバティブ取引計 | (330,848) | (330,848) | — |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当業務勘定の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ及び先物外国為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

【一般業務勘定】

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------------------|----------|
| ① 非上場株式(子会社・関連会社)(*1) | 4,010 |
| ② 非上場株式(子会社・関連会社以外)(*1) | 76,471 |
| ③ 組合出資金(子会社・関連会社)(*2) | 89,721 |
| ④ 組合出資金(子会社・関連会社以外)(*2) | 45,653 |
| 合 計 | 215,857 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|
| 預け金(*1) | 1,323,789 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 その他有価証券 | 12,900 | 36,000 | 16,300 | 2 | — | — |
| 貸出金(*2) | 1,452,472 | 3,071,094 | 2,941,694 | 2,377,777 | 2,499,593 | 1,896,815 |
| 合計 | 2,789,161 | 3,107,094 | 2,957,994 | 2,377,780 | 2,499,593 | 1,896,815 |

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない69,689百万円は含めておりません。

(*3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-----|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|
| 借入金 | 1,015,293 | 5,033,424 | 2,381,587 | 777,000 | 620,900 | 80,500 |
| 社債 | 366,405 | 1,183,852 | 584,389 | 112,190 | 1,063,367 | — |
| 合計 | 1,381,698 | 6,217,277 | 2,965,976 | 889,190 | 1,684,267 | 80,500 |

(*1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 29 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券（平成 29 年 3 月 31 日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | 40,237 | 39,904 | 333 |
| | 小計 | 40,237 | 39,904 | 333 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | 65,154 | 65,300 | △145 |
| | 小計 | 65,154 | 65,300 | △145 |
| 合計 | | 105,391 | 105,204 | 187 |

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 89,721 百万円

持分法を適用した場合の投資の金額 89,721 百万円

持分法を適用した場合の投資利益の金額はありません。

(注) 当行の関連会社のうち、一般業務勘定の損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社については、除外しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科 目 | 期末残高(注4) |
|------|---------------|-------------------|------------|-------------|-----------|------|-----------|
| 主要株主 | 財務省 (財務大臣) | 被所有 直接 100% | 政策金融 行政 | 増資の引受(注1) | 89,500 | — | — |
| | | | | 資金の受入(注2) | 1,673,239 | 借入金 | 9,908,705 |
| | | | | 借入金の返済 | 1,194,214 | | |
| | | | | 借入金利息の支払 | 91,175 | 未払費用 | 26,210 |
| | | | | 社債への被保証(注3) | 3,071,586 | — | — |

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科 目 | 期末残高 |
|------------------------|--------------|------------------------|-----------|-------|-------------------|-----|------|
| 主要株主が議決権の過半数を所有している会社等 | 独立行政法人国際協力機構 | なし | 連帯債務関係 | 連帯債務 | 200,000 (注1、4) | — | — |
| | 株式会社日本政策金融公庫 | | | | 160,237 (注2、4) | — | — |
| | | | | | 210,000 (注3、4) | — | — |

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券のうち、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により、当業務勘定に整理されたものに対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券のうち、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により、当業務勘定に整理されたものに対し、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1円55銭

1株当たりの当期純利益金額 0円2銭

計算書類の附属明細書

| | | |
|------|---|------------|
| 第5期 | 自 | 平成28年4月1日 |
| 事業年度 | 至 | 平成29年3月31日 |

株式会社国際協力銀行
(一般業務勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

| 資 産 の 種 類 | 当期首残高 (帳簿価額) | 当 期 増加額 | 当 期 減少額 | 当 期 償却額 | 当期末残高 (帳簿価額) | 償 却 累計額 | 償 却 累計率 |
|---------------|-----------------|------------|------------|------------|-----------------|------------|------------|
| 有 形 固 定 資 産 | | | | | | | |
| 建 物 | 2,882 | 222 | 20 | 168 | 2,916 | 876 | 23.10 |
| 土 地 | 24,427 | — | 115 | — | 24,311 | — | — |
| リ ー ス 資 産 | 13 | — | — | 8 | 5 | 39 | 88.41 |
| 建 設 仮 勘 定 | 34 | 296 | 330 | — | — | — | — |
| その他の有形固定資産 | 446 | 100 | 1 | 165 | 380 | 861 | 69.38 |
| 有 形 固 定 資 産 計 | 27,804 | 618 | 467 | 342 | 27,613 | 1,777 | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | | | | | |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 2,737 | 841 | — | 867 | 2,711 | 3,573 | |
| 無 形 固 定 資 産 計 | 2,737 | 841 | — | 867 | 2,711 | 3,573 | |

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

| 区 分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 当期末残高 |
|---------------|---------|---------|-------|---------|---------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 貸 倒 引 当 金 | 168,262 | 221,989 | 82 | 168,133 | 222,036 |
| 一般貸倒引当金 | 96,353 | 216,584 | - | 96,353 | 216,584 |
| 個別貸倒引当金 | 68,211 | 4 | 82 | 68,082 | 52 |
| 特定海外債権引当勘定 | 3,697 | 5,399 | - | 3,697 | 5,399 |
| 賞 与 引 当 金 | 516 | 514 | 516 | - | 514 |
| 役員賞与引当金 | 6 | 6 | 6 | - | 6 |
| 退 職 給 付 引 当 金 | 7,090 | 226 | 510 | - | 6,806 |
| 役員退職慰労引当金 | 39 | 9 | 32 | - | 16 |
| 計 | 175,915 | 222,745 | 1,147 | 168,133 | 229,380 |

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------------|--------|
| 給 料 ・ 手 当 | 5,309 |
| 退 職 給 付 費 用 | 250 |
| 福 利 厚 生 費 | 722 |
| 減 価 償 却 費 | 1,209 |
| 土 地 建 物 機 械 賃 借 料 | 174 |
| 営 繕 費 | 240 |
| 消 耗 品 費 | 153 |
| 給 水 光 熱 費 | 80 |
| 旅 費 | 1,371 |
| 通 信 費 | 129 |
| 広 告 宣 伝 費 | 2 |
| 諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費 | 21 |
| 租 税 公 課 | 372 |
| そ の 他 | 6,617 |
| 計 | 16,657 |

3 特別業務勘定

第5期末(平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|---------|-------------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 202,419 | その他負債 | 93 |
| 預け金 | 202,419 | 未払費用 | 2 |
| その他資産 | 13 | 前受収益 | 0 |
| 前払費用 | 5 | 金融派生商品 | 85 |
| 未収収益 | 2 | その他の負債 | 5 |
| その他の資産 | 5 | 賞与引当金 | 4 |
| | | 役員賞与引当金 | 0 |
| | | 退職給付引当金 | 1 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 0 |
| | | 負債の部合計 | 99 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資本金 | 202,500 |
| | | 利益剰余金 | △81 |
| | | その他利益剰余金 | △81 |
| | | 繰越利益剰余金 | △81 |
| | | 株主資本合計 | 202,418 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △85 |
| | | 評価・換算差額等合計 | △85 |
| | | 純資産の部合計 | 202,333 |
| 資産の部合計 | 202,432 | 負債及び純資産の部合計 | 202,432 |

第5期（平成28年10月1日から平成29年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|---------------------------|---------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|-------------|----------------|-----------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余 金合計 | | | | |
| 当期首残高 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 改正法附則第3条第1項の規定に基づく準備金の帰属 | | 150,000 | | 150,000 | 150,000 | | | 150,000 |
| 改正法附則第3条第3項の規定に基づく資本金への振替 | 150,000 | △150,000 | | △150,000 | - | | | - |
| 新株の発行 | 52,500 | | | | 52,500 | | | 52,500 |
| 当期純損失 | | | △81 | △81 | △81 | | | △81 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | △85 | △85 | △85 |
| 当期変動額合計 | 202,500 | - | △81 | △81 | 202,418 | △85 | △85 | 202,333 |
| 当期末残高 | 202,500 | - | △81 | △81 | 202,418 | △85 | △85 | 202,333 |

（注）株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成28年法律第41号）附則第3条の規定に基づく計画書に従って、預け金及び利益準備金150,000百万円が一般業務勘定より除外され特別業務勘定へ属することとなっております。また、特別業務勘定へ属することとなった利益準備金150,000百万円は、同法附則第3条第3項の規定に基づき、特別業務勘定の資本金に振替えられております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表には、この貸付資金の未実行額は計上されておられません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、32,127百万円であります。

2. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、特別業務勘定においては社債は発行していません。

3. 偶発債務

特別業務勘定は、平成24年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券210,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、特別業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

4. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類並びに総数

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式 | — | 52,500,000,000 | — | 52,500,000,000 |

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 52,500,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産

業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先

に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置の上、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 等

によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当事業年度の特別業務勘定における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。なお、当行では金利リスクと為替リスクの相関度合いを考慮し計測した合算値を市場リスク量 (VaR) としております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当事業年度末)

9 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|------------------|--------------|---------|-----|
| 現金預け金 | 202,419 | 202,419 | — |
| 資産計 | 202,419 | 202,419 | — |
| 負債計 | — | — | — |
| デリバティブ取引 (*1) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | — | — | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (85) | (85) | — |
| デリバティブ取引計 | (85) | (85) | — |

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|---------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預け金（*1） | 202,419 | — | — | — | — | — |

（*1）預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (注2) | 科 目 | 期末残高 (注2) |
|------|---------------|------------------------|------------|-----------|--------------|-----|--------------|
| 主要株主 | 財務省 (財務大臣) | 被所有 直接 100% | 政策金融 行政 | 増資の引受(注1) | 52,500 | — | — |

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 | 科 目 | 期末残高 |
|--|----------------------|------------------------|----------------|-----------|-------------------|-----|------|
| 主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等 | 株式会社 日本政策 金融公庫 | なし | 連 帯 債 務 関 係 | 連 帯 債 務 | 210,000 (注1、2) | — | — |

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 3円85銭

1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

計算書類の附属明細書

| | | |
|-------------|---|------------|
| 第5期 事業年度 | 自 | 平成28年10月1日 |
| | 至 | 平成29年3月31日 |

株式会社国際協力銀行
(特別業務勘定)

1. 引当金明細書

(単位：百万円)

| 区 分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 当期末残高 |
|-------------------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 賞 与 引 当 金 | - | 4 | - | - | 4 |
| 役 員 賞 与 引 当 金 | - | 0 | - | - | 0 |
| 退 職 給 付 引 当 金 | - | 2 | 0 | - | 1 |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | - | 0 | - | - | 0 |
| 計 | - | 6 | 0 | - | 6 |

2. 営業経費明細書

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------------|-----|
| 給 料 ・ 手 当 | 23 |
| 退 職 給 付 費 用 | 2 |
| 福 利 厚 生 費 | 4 |
| 土 地 建 物 機 械 賃 借 料 | 6 |
| 営 繕 費 | 1 |
| 消 耗 品 費 | 0 |
| 給 水 光 熱 費 | 0 |
| 旅 費 | 6 |
| 通 信 費 | 0 |
| 広 告 宣 伝 費 | 0 |
| 諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費 | 0 |
| 租 税 公 課 | 0 |
| そ の 他 | 29 |
| 計 | 74 |